

本書を印刷する際の注意点

1. 本書は1部を作成して、建退共支部にご提出下さい。
2. 本書のサイズはA4サイズです。印刷するときは、拡大／縮小率を100%として印刷して下さい。
(印刷メニューにおいて、ページ処理項目の「ページの拡大／縮小」が「なし」になっていることをご確認の上、実行して下さい。)

建設業退職金共済契約解除申請書

建設業退職金共済事業本部 殿

平成 年 月 日

共済契約者番号

* 申出人欄については、共済契約者(事業主)が死亡・失踪等により不在である場合、その相続人が申出人となり解除申請することが出来ます。
また、解除事由が解散・倒産廃業等の場合は、清算人又は破産管財人が申出人となり解除申請することが出来ます。

申請者	住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	* 申出人	住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	名称・代表者名	<input type="text"/> (印)		名称(氏名)	<input type="text"/> (印)
	電話番号	()		契約者との関係	<input type="text"/>
				電話番号	()

建設業退職金共済契約を下記事由により「共済契約者証」を添えて解除申請いたします。

該当する解除事由欄に○を付けて、必要事項をご記入ください。

- (注1) 解除事由が4のときで、事業譲渡先等が建退共の共済契約者である場合、その事業所の共済契約者番号、共済契約者名をご記入ください。
- (注2) 解除事由が6で引き続き建退共制度を継続される場合は、中小企業から大手企業になったときは「特別共済契約」を、大手企業から中小企業になったときは一般の「共済契約」を新たに締結して頂く必要がありますので、予め支部の窓口で加入手続きをお取りいただき、新しい共済契約者番号をご記入のうえ解除申請手続きをお願いいたします。

解除事由		提出書類
1. 解散・倒産廃業となった		申出人による申請の場合のみ 共済契約者との関係を証明する書類(戸籍謄本、破産管財人選任書など)
2. 他の退職金制度へ切り替えたなど	被共済者数 人	被共済者3/4以上の同意書(様式第016号)
3. 掛金納付の継続が困難となった		掛金の納付を継続することが著しく困難であることの厚生労働大臣の認定書

解除事由	共済契約者番号	共済契約者名
4. 合併・事業譲渡のため	—	
5. 共済契約者番号が重複しているため	—	
* 6. 中小(大手)企業でなくなったため	—	

* 大手企業とは、常時雇用する従業員が300人を超え、かつ資本金が3億円を超える企業となります。